

2020 年 1 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 品質管理本部
アカウンティング・サポート部**企業会計基準公開草案第 69 号****「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」に対するコメント**

貴委員会から 2019 年 10 月 30 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 69 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」という。）について、私どもの意見を下記のとおり提出いたします。

記

質問 1（開示目的に関する質問）

本公開草案の開示目的に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問 2（関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する質問）

本公開草案の関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問 3（企業会計原則注解（注 1-2）の定め of 引継ぎに関する質問）

本公開草案の、会計方針の開示についての定めを企業会計原則注解（注 1-2）から企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に引き継ぐという提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合における会計方針の開示の取扱いについて検討いただきたい。

本公開草案第 4-5 項の「会計基準等の定めが明らかであり、当該会計基準等において代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合には、当該会計方針の注記を省略することができる。」という定めを企業会計原則注解（注 1-2）から引き継ぐことにより、財務諸表利用者が財務諸表を作成するための基礎となる事項を理解するために有用な会計方針が開示されなくなる可能性があることを懸念する。

代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合の会計処理の原則及び手続についても、開示目的に照らして財務諸表利用者の理解に資するときには、開示することが適切である旨を本公開草案第 4-5 項に追加することを検討いただきたい。

質問 4（適用時期及び経過措置に関する質問）

（質問 4-1）適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

（質問 4-2）経過措置に関する質問

本公開草案の経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問 5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

特になし。

以 上